

4 規制基準

騒音・振動の規制基準として、規制対象施設を設置する工場等の敷地境界における大きさの許容限度が次のとおり定められています。

なお、事業者はその規制基準を守ることが義務付けられています。 (単位：デシベル)

時間の区分 地域の区分	騒 音			振 動	
	昼 間	朝・夕	夜 間	昼 間	夜 間
	8 時～19 時	6 時～8 時 19 時～22 時	22 時～翌日の 6 時	7 時～20 時	20 時～翌日の 7 時
第 1 種低層住居専用地域・ 第 1 種中高層住居専用地域・ 第 2 種低層住居専用地域・ 第 2 種中高層住居専用地域・ 田園住居地域	4 5	4 0	4 0	6 0	5 5
第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・ 準住居地域	5 0	4 5	4 0	6 5	5 5
近隣商業地域・商業地域・準工業地域	6 5	6 0	5 0	6 5	6 0
都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）	6 0	5 5	5 0	6 5	6 0
工業地域	7 0	6 5	6 0	7 0	6 5
工業専用地域	7 5	7 5	7 0	7 5	7 0
都市計画区域以外の地域	6 0	5 5	5 0	6 5	6 0

- 備考 1) **騒音関係**では、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）・都市計画区域以外の地域について、**振動関係**では、工業地域・工業専用地域について、当該地域内の学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50mの範囲内の基準は上の表の値から 5 デシベルを減じた値とする。
- 2) 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ 50mの範囲内の基準は上の表の値から 5 デシベルを減じた値とする。

○身近な騒音・振動の大きさ

